眉山におけるキッチンカー出店事業者等の募集の継続について（実証実験）

令和７年４月１日から令和７年６月１日までの期間、「眉山未来プロジェクト」の一環として、眉山にキッチンカーを出店する実証実験を実施しておりましたが、令和７年６月２日以降も事業者の募集を継続します。なお、実証実験は試験的な試みのため、公園使用における利用ルールを一部緩和しています。そのため、募集については、必要に応じて内容を見直す場合があります。

１　募集内容

　次の公園へのキッチンカー、または移動販売車の出店を募集します。

|  |  |
| --- | --- |
| 対　象　公　園 | 眉山公園、西部公園 |
| 募　集　期　間 | 令和７年６月２日（月）から令和７年８月３１日（日）  （１日単位で出店可能）  ※他のイベントが開催される場合は、出店できません。 |
| 募 集 エ リ ア | 出店場所は、別紙（募集位置図）をご確認ください。  ※募集エリア以外での出店を希望される場合は別途ご相談ください。 |

２　実証実験における公園利用ルールの一部緩和について

　実証実験の実施に伴い、上記の対象公園、募集期間に限り、通常の公園利用ルールを一部緩和し、下記のルールを適用します。

|  |  |
| --- | --- |
| これまでのルール | 新ルール（実証実験） |
| ■物販 | |
| × | 〇 |
| 原則、物販のみのイベントの開催は認めない。 | 物販（キッチンカー等）のみによる公園使用を認める。  物販の内容は事前に報告を必要とする。 |
| ■公園使用料の減免 | |
| × | 〇 |
| 事業者による物販がある場合それに係る部分については、原則減免しない。 | 物販に係る部分についても、減免の対象とする。 |

その他に関しては、公園緑地課の公園使用許可運用ルールを元に判断します。

３　応募者の資格要件

　応募者の資格は次に掲げる資格を満たす個人事業主、または法人であること。

⑴地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

⑵暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

⑶無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第８条第２項第１号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

⑷市・県民税に滞納がないこと。

⑸食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。徳島県内の許可）を有するもの。なお、食品衛生法の改正（令和３年６月１日以降）により、要許可業種と届出が不要な業種以外の営業者は、保健所に届出を行うこと。

⑹移動販売車は出店者が所有権を持っているものに限り、レンタル車での出店はできない。ただし、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能である（使用者および名義が、法人と法人に雇用されている個人の関係の場合は同一とみなす）。

⑺その他、営業に必要な許可や資格を有するもの。

４　販売品目

　⑴自動車関係の営業（調理営業・販売業）で保健所より許可を得ている飲食物。

　⑵原則、アルコール類の販売は禁止します。

５　出店条件等について

⑴出店後の売上人数等の報告、公園緑地課の聞き取りに協力すること。

⑵利用客に向けたアンケート用紙等の設置・声かけに協力すること。

⑶あらかじめ出店内容等については公園緑地課に説明すること。

⑷取り扱う販売品目(飲食物)について申請書に記載または添付すること。

⑸ゴミ箱の設置、撤去を行い、出店後は現状回復（ごみの清掃等）すること。

⑹原則、利用日毎の設置及び撤去をすること。

⑺雨天等、なんらかの理由で公園管理者が出店困難と判断した場合、出店の中止、キッチ

ンカーの退去をお願いすることがあるので、その場合はすみやかに指示に従うこと。ま

た、申請者が出店を中止する際は、すみやかに電話またはメールで連絡すること。

　⑻電気、水道の利用は許可しないため、出店者が用意すること。

　⑼出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。

　⑽公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（園内を歩きながらのチラシ配布（移動販売車に置くことは可）、拡声器等を使用した呼び込み、BGMの使用（車内で従業員が聞く程度は可））などは禁止する。

⑾万一何らかのトラブルが発生した場合は、事業者の責任において対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を市に報告すること。

⑿申請に虚偽があった場合や出店条件等を守らない場合、出店許可を取り消すことができる。

６　申し込みについて

|  |  |
| --- | --- |
| 申込者 | 申し込み締切日 |
| 初めての出店者 | 出店日から土日祝日を除く５日前 |
| ２回目以降の出店者及び  徳島県キッチンカー協会会員 | 出店日から土日祝日を除く３日前 |

申し込みは原則、先着順になります。しかし、同一のキッチンカー事業者が複数日に予約をされている場合、出店日数の少ない事業者を優先する場合がございますので、ご了承ください。

申し込み締切日を過ぎた場合でも、希望日に空きがある場合は、申し込み可能です。

７　提出書類

⑴公園使用許可申請書（実証実験用）

⑵火気使用許可申請書（火気の使用がある場合のみ提出）

⑶自動車による食品営業に係る営業許可書の写し（市内の保健所が発行した出店する事業者名義のもの）

⑷車検証の写し（レンタル車不可）

⑸参考資料（会社案内や販売品のチラシ等）【提出は任意】

※2回目以降の出店申し込みの際、⑶から⑸の書類の提出は不要となります。

８　応募方法

持参、郵送、メール、FAXのいずれかの方法で、申し込み締切日までに上記提出書類を提出してください。

【住　　所】〒７７０－８５７１　徳島県徳島市幸町２丁目５番地(本館４階)

　　 　　　　徳島市都市建設部　公園緑地課　管理担当

【電子メールアドレス】koen\_ryokuchi@city-tokushima.i-tokushima.jp

【F　A　X】０８８－６２１－５２７３

【電話番号】０８８－６２１－５２９５

　応募状況などご不明な点は上記連絡先までご相談ください。